

日 時	平成26年3月24日(月) 14:00~16:40	場 所	下関市商工業振興センター 3階研修室(1)
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、小川雅美委員、石川敏恵委員、下田佳子委員、宗田由美委員、 小林淳子委員、梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、今村方子委員、藤村整市委員、 若松佐織委員、藤原康子委員		
事務局	[福祉部] 山根部次長、木村参事(こども育成課長)、西川参事(こども家庭課長) [教育部] 藤田参事(教育政策課長)、田中参事(学校支援課長)、藤井学校教育課長補佐 [保健部] 大西健康づくり課長、金子健康づくり課主任助産師 [下関市子ども・子育て新制度準備室] 光吉室長、藤岡主幹、大井主査、森永主査、田中主査、栗原主査、加藤主任、工藤主任、峰岡主任、 飯田主事、大石主事 [コカクオト] 株式会社サヘルイサセンター 三村課長		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 下関市子ども・子育て審議会第4回次第 ▶ 下関市子ども・子育ての新しい計画づくりのためのアンケート調査結果(見込量算出の関連項目) ▶ 家庭類型について ▶ 教育・保育の量の見込みの算出について ▶ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について ▶ 子ども・子育て支援新制度もとで下関市が条例で定める各種基準等について 		

横山会長

皆さん、お忙しい中お時間を取っていただきありがとうございます。
少し早いですが、お集まりいただきましたので、はじめさせていただきます。
それでは、25年度の第4回目の子ども・子育て審議会をはじめさせていただきます。
今日のご出席の委員さんの状況はいかがでしょうか。

田中主査

はい、ご報告いたします。
今日は14名の委員、皆様にご出席をいただいております。定足数を満たしております。
以上、ご報告いたします。

横山会長

それでは、はじめさせていただきます。
今日の進行は、お配りしている次第があると思いますが、この流れに沿って進めていきたいと思
います。

<資料確認>

横山会長

それでは最初の次第となります教育・保育の量の見込みの算出について、事務局から説明をお願い
します。

峰岡主任

教育・保育の量の見込みについて説明させていただきます。

事前に送付させていただいています、資料「教育・保育の量の見込みの算出について」をご用意ください。

申し訳ありません。資料の中で誤って表現している箇所が2点ございましたので、はじめに資料の訂正をさせていただきます。

5ページの彦島地区のページですが、地図に記載しています面積の単位で、「m²」が欠落しています。正しくは平方キロメートルですので訂正させていただきます。

もう1点、22ページの下関市外のページについて、別表、別表の通園状況の表で、米印で補足している部分、「平成25年3月1日の通園状況から」とありますが、正しくは「平成26年3月1日」の誤りですので訂正させていただきます。

それでは、資料の中身の説明をさせていただきます。

まずは、資料の見方と教育・保育の量の見込みの算出の考え方について、簡単に説明させていただくにあたり、資料の2ページをお開きください。本庁地区を例に、資料の見方、考え方について説明させていただきます。

前回の審議会でご議論いただきました提供区域、10区域となりますが、はじめにそれぞれの区域ごとに人口推計を算出いたしました。

2ページの上段には、本庁地区の人口推計のグラフを掲載しています。折れ線で示していますが、本庁地区内の総人口の推計で、棒グラフで示していますが、就学前児童の推計です。棒グラフは、色が濃くなっています下の方から0歳児、続いて1歳児と、5歳児までの児童数の見込みを積み上げてお示ししています。

2ページの下段には、本庁地区内の教育・保育の量の見込みとなります表を掲載しています。

教育・保育の量の見込みの算出方法については、前回も少し説明させていただきましたが、まず、アンケート調査結果から、保護者の就労のご希望、就労される見込みに関するご回答にしたがって、潜在的な家庭類型を算出いたしました。

そして、地区内の人口推計、潜在的な家庭類型のデータをもとに、27年度から31年度までのそれぞれの子どもの類型、つまり、0歳児、1・2歳児の保育を必要とする子ども、3歳以上の保育を必要とする子ども、保育を必要としない子どもの推計を行っております。

さらに、幼稚園や保育園、こども園といった施設についての利用されたい地域、アンケート調査では小学校区で回答を得ていますが、こちらのご希望のデータをもとに、資料に掲げています教育・保育の量の見込みを算出いたしました。

したがって、人口推計は、地区内に居住される方の推計となっております。一方で、教育・保育の量の見込みについては、その地区の、2ページで言えば、本庁地区の施設を利用されたいと考えておられる方々のニーズ量となっております。

このように、人口推計、教育・保育の量の見込みを10地区、それぞれの地区ごとに算出させていただきました。

なお、資料1ページに掲載しています、下関市全域の人口推計、教育・保育の量の見込みのデータは、各地区で算出した数値を合計したものとなっておりますので補足させていただきます。

それでは、教育・保育の量の見込みについて、ニーズ量の読み取り方を簡単に解説させていただきます。やはり、資料2ページの本庁地区を例に解説させていただきます。

まず、認定区分について、前回の審議会でも話題にあがりまして、あらためておさらいさせていただきますと、3歳未満の子どもにおいて、ご家庭の事情により保育を必要とされる子どもが3号認定と整理されます。

3歳以上の子どもで、やはり家庭の事情で保育を必要とする子ども、現在の保育園タイプの子どもの2号認定、そして3歳以上で保育を必要としない幼稚園タイプの子どもの1号認定と整理されます。

ちなみに、1号、2号、3号というのは、子ども・子育て支援法の第19条第1項において、こうした整理がなされていて、この規定の号数をもとに表現されるものとなっています。

ここで、1点補足させていただきますと、2ページの教育・保育の量の見込みの表の中で、3歳以上の子どもで保育を必要とする子ども、いわゆる2号認定の子どもにおいて、利用希望施設が幼稚園に整理されている数値が、平成27年度に71人、28年度にやはり71人と記載しています。これにつきましては、家庭、子どもの類型としては保育を必要とされ2号認定に整理されるわけですが、今回のアンケート調査で利用希望施設として幼稚園と回答されたものがございまして、2号認定であっても希望施設の幼稚園の欄に計上しているものです。

実際に、預かり保育が充実している幼稚園では、両親ともにお勤めされているご家庭のお子さんでも在籍されているケースがあるかと思しますので、このような整理とさせていただきます。

それぞれの類型の、27年度から31年度までの5か年分の見込み数値については、表に記載しているとおりですが、これが一体どのくらいの数値なのかを考察いただくために、隣の表になりますが25年度の幼稚園、保育園の在籍園児数を並べて掲載させていただき、本庁地区に所在する幼稚園、保育園の配置状況についても3ページの上段に掲載させていただきました。

本庁地区について、簡単に分析させていただきますと、量の見込みをご覧いただければ、3号認定となります0歳児の量は27年度157人、28年度154人と見込まれ、今年1日現在の保育園に在籍しています0歳児101人よりも大きい数値が見込まれています。

1・2歳児については、27年度392人、28年度380人、31年度には347人と見込まれていますが、25年度の在籍者は382人と同じ程度の見込み量と言えますでしょうか。

また、3歳児以上の保育を必要とされる子どものうち、利用希望施設が保育園、あるいはこども園での量の見込みについては27年度857人、28年度845人と、25年度の在籍者711人に比べてやはり数値は大きく見込まれています。

現状として、本庁地区に所在します保育園14園の定員充足率は、100パーセントを超過していますので、本庁地区においては、トータル的に保育の必要とされる子どもを預かれる施設、供給体制の確保が必要と考えられます。

一方で、幼稚園またはこども園を希望される子どもの見込み数を見ますと、平成27年度は584人と71人の計655人のニーズが見込まれており、これを平成25年度の本庁地区の幼稚園10園に在籍している園児数736人と比較しますと、幼稚園タイプのニーズは下降している傾向が見取れます。

4ページ以降についても、地域ごとの量の見込みの算出結果を掲載しております。

各地域とも、それぞれの傾向が出てきておりまして、見方によって様々な考察、分析ができるのではないかと思います。確認いただければ幸いです。

供給体制の確保の考え方につきましては、次回以降、審議なり、ご報告させていただくことになるかと思います。教育・保育の量の見込み、いわゆるニーズの量について、事務局にて算出させていただいたものを本日、資料にて報告させていただきました。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

横山会長

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

委員

本庁地区のデータで確認させていただきたいのですが、例えば平成27年度で1号、2号、3号認定を受けられた方のトータルが2,061人となっています。上の人口推計のグラフ、平成27年度の合計と合わないのはどういうことからでしょうか。

木村参事

まず、上のグラフは27年度の本庁地区内の居住人数で、下の表は、居住地関係なく、本庁地区内の幼稚園、保育園を希望されていらっしゃる方、ニーズの量となっていますので合いません。

峰岡主任

また、0、1、2歳で在宅の子どもさんや、ご家庭でそのまま子どもさんをみられるという世帯の子どもについては、量の見込み、ニーズとしてはあげておりませんので数字が変わってきます。

横山会長

他にございますか。

委員

なかなか読み取るのに難しい資料だと思いつつ、一生懸命読み取ろうとしています。

今2ページの説明がありましたが、2ページの積み木状の棒グラフで疑問を持ちました。一番左側の平成25年の0歳児、1歳児が積み木上に積みあがっています。平成25年の0歳児は、平成26年では1歳児になります。平成27年では2歳児に1つずつ年齢は変わっていくと思いますが、こうして見てみると少しずつ漸増しています。各年齢層で1歳ずつ年を取るごとに漸増しているので、どうしてこのようになるのでしょうか。

例えば、一番左の平成25年の0歳児396人が平成26年では1歳児になりますが、ここは400人になっています。平成27年ではその子どもが2歳児になるとすれば420人と、少しずつ増えています。どうしてこのような傾向になるのでしょうか。

峰岡主任

人口の推計方法でコーホート変化率法という手法を用いているのですが、平成25年以前の過去5か年の3月末のデータをもとに、人口の移動の傾向をとらえて推計を行っています。

おっしゃる通り、1年後には1歳上がるだけですので、そのまま、あるいは本当は減る傾向があるのかもしれませんが、これは地域によって変わってくると思います。コーホート変化率法という手法を用いた推計となっていますので、ご理解いただければと思います。

木村参事

転居などもございます。必ずしも本庁地区に住み続けるというわけではなく、市外に転出していかれる方がいらっしゃれば、市内で他の地区に転居される方もいらっしゃいますし、逆に市外、地区外から転入されてこられる方もいらっしゃいます。人数的には少ないかもしれませんが、亡くなられる方もいるかもしれません。必ずしも増えている状況にはない地域もございます。

委員

人口が増えている地域と増えていない地域の違いというのは、何か統計処理の中で反映されているのでしょうか。

峰岡主任

地区ごとに傾向をとらえ、地区ごと推計させていただいています。

委員

本庁地区では、過去の傾向が年齢を重ねるごとに増えていった傾向にあったということですね。例えば勝山地区では減っているわけですが、これも過去のデータがそのような傾向にあったということですか。

峰岡主任

そういうことです。

委員

それぞれの地区の資料が2ページにわたっていて、右下に特徴的なことをコメントされているということだと思います。このコメントについて、私の住まいが豊浦地区なので、19ページの豊浦のコメントを見てみると、コメントが3つあります。どの地区にも3つずつくらいコメントしていますが、一番下の1号認定の量の見込み、2号認定のうち幼稚園を希望される量の見込みが、25年度の幼稚園の在籍園児数を上回っているのは、こども園または幼稚園での3年保育の需要があると推察されるということです。2号認定の量の見込みというのは左側のページです。

同じような傾向が他のところにあるかといえば、必ずしもそうではありません。コメントされているから何かあるのだと思いますが、この背景というのは何かあるのでしょうか。事務局から特にありましたら、教えていただきたいと思います。

峰岡主任

今、幼稚園タイプの需要で増えているのは、豊浦地区と山陽地区だったと思います。細かく言えば、豊田地区もそうかもしれません。

山陽地区においては、前回の審議会でも、清末幼稚園では3歳児入園では抽選があつて、やはり3年保育というニーズに対応しきれていないという話があつたと思います。

一方で、豊浦地区については、公立幼稚園が4園ほどございますが、1園だけ3年保育を行っています。他の3園では3年保育を行っていません。

市全体で見れば、幼稚園のニーズが下降している傾向にある中で、豊浦地区では、大変幼稚園に対

するニーズが高くなっています。

子どもの数が全体的に減っている中で、このような傾向があるのをどう読み解くかというところで、必ずしも的を射たコメントではないかもしれませんが、3年保育に対するニーズがあるのではないかと事務局として分析させていただきました。

委員

もしこれが3年保育に対する需要と推察した結果、3年保育を導入するという方向に、施策としては移行するという事も考えられるわけですね。

小串幼稚園が廃止されるという話の中で、地元としては3年保育をぜひ取り組んでほしいという要望はあったと思います。3年保育があれば、幼稚園に通わせるという判断をする親がより増えたのではないかと思います。

もし推察がそうであるというならば、その方向に施策をシフトする、きちんとすべきだということも考えていらっしゃるのでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。お伺いしたいです。

峰岡主任

この推察が本当に的を射ているかというところで、どのようにニーズを正確にとらえていくかという事は、また別かもしれませんが、豊浦地区だけではなく、特にこれは公立幼稚園の話ですが、3年保育を行っていない幼稚園も市内にはたくさんございます。

そこは、豊浦地区だけでなく、市全体としてどのように考えていくか、ニーズをしっかりとらえて、施策に反映していくということになっていくと思います。

委員

豊浦地区と同じ傾向は、10ページの川中や勝山も同じ傾向にあります。

川中・勝山の1号認定の子どもが27年度は501です。25年、26年の実際の数字である右側のページでは、計のところは451となっています。このことから、見込み量が多いということは豊浦の傾向と同じだと思いました。これは川中・勝山の地域の事情がどうなのかわかりませんが、同じような事情を抱えているのではと思います。

横山会長

やはり地区ごとの現状というのはそれぞれ違っているので、数字をどのように解釈するか、それから私達はこれから先の未来のことを考えて、今、取り組んでいるところですが、まだ生まれていない子ども達が、どの地区でどのようになるかというのは、推測することしかできません。経済、産業もあります。これによって下関に住みたいと思うかどうか、推測しかできないわけです。

しかし、今いる子ども達が、どのようにサポートされていくのが望ましいのか、今現在の傾向と合わせて、数値の中から読み取っていくということなのだと思います。

この量もあくまで推測ですので、必ずしも100パーセントこのようになるということではありませんが、検討していく上での材料の一つとしてとらえるべきかと思います。

では、この見込みの算出のところについては、いいですか。

峰岡主任

10 地区ございますので、なかなか一つ一つの地域を見ていただくお時間もなかったと思いますが、またゆっくりとこれを見ていただいて、それぞれ、このようになっているのだととらえていただければ幸いです。

委員

もう一つよろしいですか。

各地区の人口密度でとても差があります。1 平方キロメートルあたりの人数を計算してみたのですが、一番多い地区が本庁地区です。1 平方キロメートルあたり 113 人で、一番少ないのが 1 人にも満たない豊田地区です。

これほどの差がある中で、それぞれの地域での子育てのための教育・保育の施設を、需要と供給のバランスが取れるように整備しなくてははいけません。あるいは、既に整備しているけれども、そのバランスが非常に崩れているというところが現状だと思います。

これをいかに実態に近い形で施設整備していくか、マッチングしていくかというところは、このような統計資料と、それから実際の保護者の方、あるいは園で仕事をされている方の意見を聞きながら行っていくことになると思います。

そこであらためてアンケート資料を見ていると、もちろんアンケート資料で全てというのは難しいと思いますが、保護者の方、あるいは幼稚園や保育園で働いている方々の気持ちが反映されているのかとあらためて思いました。

もう時間をさかのぼることはできないので難しいのですが、本当はアンケートに加えて、各園、各園の保護者の方に、個別に小学校区、数からすればかなりありますが、全数について、コメントをいただくという調査もあわせて行うという、下関独自の調査があっても良かったのではと思いました。おそらくこの調査のやり方は、全部国のスタンダードではないかと思います。スタンダードはスタンダードとして行ってもいいですが、やはり地域特性を加味した何らかの調査というのがあっても良かったのではないのでしょうか。それを最初に議論したら良かったと、あらためてこれを読みながら思いました。感想ではありますが。

横山会長

皆さんはこのように委員として参画されていますが、そうでない方の声がなかなか届かないかもしれないので、ここに来られる方達が一応代表ということで、小さな声もぜひできるだけ拾っていただき、お話していただきたいと思います。

では、次に進めさせてもらいます。次の議題、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出についてです。

田中主査

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について、事前に送らせていただきました資料と、本日追加で配付させていただきました、少し厚いアンケート結果の資料を見ていただきながら、お聞きいただければと思います。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施する事業ということで、今回、アンケート調査によって量の見込みを算出いたしました

のは、6つの事業があります。時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、児童クラブですね。あと、地域子育て支援拠点事業、そして一時的な保育事業として3つに分けていますが、幼稚園利用者の一時預かり事業、保育の必要性がある幼稚園利用者の預かり事業、その他の一時預かり事業、一時預かりについては3つほど量を見込んでおります。5番目に子育て短期支援事業いわゆるショートステイ、6番目の最後に病児保育事業の6事業です。

最初に時間外保育事業ですが、一般的には延長保育と言っておりますが、アンケート調査結果の15ページの下側のグラフを見ていただくと、幼稚園、保育園別に利用終了時間についての結果がございます。保育園の18時台のところからが時間外での延長と見ていますが、希望の方が現状より10ポイント程度多くなっています。そういったアンケート調査結果でございました。

量の見込みの数値を見ていただきます。ここでは、延べ人数ではなく、実人数です。この数値がどのような数値なのかを、イメージしていただくために、右側に参考となる数値を入れてあります。現状の保育園で延長保育を実施している園の数と、その園で延長保育を利用したことがある園児の人数です。

右側の数値が大きく見えますのは、各園の1日ずつの延長保育利用者はこの数字よりかなり少ないのですが、保護者の都合で、何かあったら利用する、たまに利用するという人の人数が多く、その人数が入っています。

長府地区は、私立の保育園2園が延長保育を実施しています。先ほどの「教育・保育の量の見込み」の資料の長府地区を見ていただきますと分かりますが、延長保育実施園は在園児数で11パーセント強でしかありませんので、利用児童数見込みが現状の実施状況を上回っています。

引き続き、ひとつおり全事業について説明させていただきます。

2番目は、放課後児童健全育成事業です。この事業につきましては、今年度の児童クラブ在籍児童の保護者に直接アンケート調査を実施していますので、その結果から数値を出しています。右側の来年度26年度当初の在籍予定数と比較して、27年度以降大きく増える見込みとなっていますのは、4年生から6年生までの3学年分が含まれるためです。

3番目は、地域子育て支援拠点事業です。子育て支援センターあるいは児童館などの需要となりますが、アンケート調査結果の34と35ページをご覧ください。アンケート調査結果からも分かるように、現状としては、知っていても利用していない人が多く、今後の意向として利用したい、あるいは利用回数を増やしたいという回答が多くなっています。量の見込みは1週間の延べ人数で表現しましたが、かなり現状より希望が多くなっています。

ここで、本日席上に配付させていただきました1枚ものの資料で、表をお示ししている資料と一緒にご覧ください。実際に支援センター等を行っておられるところの利用可能延べ人数を調べさせていただき、表で示させていただいています。本庁地区では、250人のキャパシティがあるわけですが、これと比べてみましてもニーズ量が400人を超えており、大きい数字となっています。

続きまして、3つある一時的な保育事業の中の、幼稚園利用者の一時預かり事業です。

保育の必要性のない子どもの、幼稚園の教育時間以外に一時預かりを希望する人数ということで、見込み量は大きくありません。右側の数字は、数字の大きさのイメージを持っていただきたいということで、現状の預かり保育を実施している幼稚園の在園児数を入れてあります。

規模的なところからイメージしていただければと思いますが、本庁地区で申し上げますと、預かり保育を実施している幼稚園が6園ございまして、647人の在園児がいらっしゃいますが、ここでは、決して大きくありませんが、量の見込みが22人という数字が出ています。

次の保育の必要性がある幼稚園利用者の預かり事業です。これは、幼稚園の利用が見込まれる児童で、3歳以上で家庭での保育が困難となる2号認定の子どもの見込みの数です。日常的に、幼稚園の利用時間を超えた預かり事業を希望することが想定されます。

先程の、保育の必要性がない子どもの、幼稚園の教育時間以外に預けたいという数値と比べると多いですが、保護者が保育できない状態だけれども、子どもは幼稚園に行かせるというケースで、現在の幼稚園の預かり保育の実施園でも長期休業中の対応は分かれていますので、新制度が施行された後の幼稚園の動きが注目されるどころの数値と言えると思います。

一時預かりの3つ目は、不定期に子どもを預けたいとする見込みの量です。アンケート調査結果の資料は、30ページ、問23が関連となります。定期的な教育・保育事業の利用の数値は除いて、不定期に預ける事業を利用されたいとした数値を、1年の延べ日数で表しています。

この数値がどのような大きさかと言えば、まず、現在一時預かりを実施する保育園での、延べ利用実績が年間7,418人、ファミリー・サポート・センターで2,967人、トワイライトステイ事業は、下関市では太平学園となかべ学院で実施している夜間養護の事業ですが、区分で言いますと基本、学校終了時から夜10時ころまでの預かり区分で251人、宿泊が137人という実績がございまして、今回の希望の数値、これらの実績と比較して、量の見込みの合計で34,989人という数値はかなり大きいものと言えます。

続いて子育てショートステイの量の見込みです。

この事業は、保護者の病気や出産、冠婚葬祭、出張や事故、災害などで子どもを預けなければならなくなったとき、下関市では、太平学園となかべ学院の2施設が預かるというもので、量の見込みは大きくはありません。アンケートで、子どもを泊りがけで預けた経験があるうちショートステイを利用したことがあるという回答、また仕方なく子どもだけで留守番をさせたという回答の割合を用いてこの数字を算出しています。

最後に病児保育事業です。アンケート調査結果は28、29ページの間21をご覧ください。保育の必要性があって、定期的な教育・保育事業を利用している子どもの保護者の中での利用希望ということになりますが、実際の病児保育事業利用人数と比べるとかなり大きい見込み量となっています。

病児保育の現状は、1年の間で、インフルエンザが流行る時期などに利用希望が集中し、また実際には保護者が仕事を休む等で対応し、病児保育が利用されていない状況もありますが、できれば仕事を休まずに対応したい、というような希望、声が大きいです。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について、以上でございます。

委員

この一時預かりは、父兄に対するアンケートのみで数字を出すと、それは大変なことになります。というのは、この数字を見ると、たとえば本庁地区の6ページでは、延べ1年あたり、本庁地区が27年度9,432、およそ9,500となっています。この数字であればうちの園だけでこれくらいになります。幼稚園側に現状についてのアンケートを出されるべきです。そうでないと、これは桁が一つ少ないみたいです。

今のお母さん方は、仕事をするから預ける、しないから預けないというわけではありません。ここにも書いてありますが、子育てのお手伝いです。だから仕事をする、しないにかかわらず、幼稚園の場合はお預かりします。

例えば、お母さんの心身が疲れているとします。疲れた中で子どもに接していると、お母さんも大

変な上に、子どもにとって一番よくありません。だからそのような時は子どもを預かってあげるから、お母さんはお友達とシーモールに行ってフランス料理でも食べてきて、リフレッシュしてください。そして明日から、また子育てを頑張ってください、というつもりで我々を行っています。やはり子育ては大変です。仕事をするから預かる、しないから預からないということではありません。

だからお母さん、保護者の視点のアンケートのみでは、このように桁が一つ少ない数字が出るのです。うちの園は今日でも47から48名が預かり保育を利用しています。だいたい1か月で600から700名います。仮に1日30名利用するとして、かける20日で600名になります。夏休み、冬休み、春休みも全部行っているのだから、かける12月となります。そうすると、うちの園だけで7,000名もいってしまいます。これは料金を若干ですがいただきますので、お母さん方も子育てが辛いから預けようというわけではありません。やはり料金を払って預けますから、お母さん方も若干の勇気はいるのです。もう少し我々幼稚園にもアンケートを取ればよかったのではないのでしょうか。これまで教育委員会がそのような預かり保育のアンケートをしたことはありません。だからこのような少ない数字が出るのです。事前に資料をもらって見っていますが、この程度かと思いました。

もう一つ、子どもの出生関係についてですが、統計的に言えば必ず減ります。今から1,000年先は地球上の人間は0人になるかもしれません。しかし、子どもがたくさん生れるよう日本国で幼稚園、保育園を問わず、とにかく3歳から5歳の保育料を無償化にしよう、年間で20万から30万ずつ、国庫負担でどうにかしようと思います。今、若いお父さんお母さんが、どのように嘆いているかというと、子どもは好きで産みたいけど、子どもが多いと生活できない、もう1人、2人くらいで我慢するということを言っています。では、今後、年間20万、30万を国庫負担にしてもらおうと、3人、いや4人くらい欲しいという方が増えるのです。

今から1,000年後の地球上の人口が0人になるということはないので、この数字を見て、やはり嘆かわしいですし、もう少し考え方があるのではないかという感想を持ちました。お母さん方にアンケートを取るのは大変すばらしいことです。ただし、我々側にもアンケートを取ってほしかったと思いました。

三村課長

今、事務局から説明があったように、預かり保育を含めます一時預かりの見込み量ですが、資料のとおり、と3つございます。

実は幼稚園での預かり保育に置き換えられるのがとです。

それを差し引いた数がになっています。ですからはかなり少なくなっていると思います。

は1日あたりで見込量を表していますので、お休みの時も正月やお盆があると思いますが、この22人を365日としたものが、1年間の幼稚園の、それも保育の必要性がない人だけの預かりの推計になっています。

は、今度は保育の必要性があって、けっこうたくさん預けるお母さんの家庭の子どもさんのニーズであるので、この71人は、ほぼこの71人が毎日ずっと1年間預ける可能性があるということです。このとが幼稚園の預かり保育になるので、ここはおっしゃる通り、莫大な数になると思います。

それを引いた一時預かりがになりますので、幼稚園以外のお子さん、それも保育園に行っていないお子さんの一時預かりがとなり、先程おっしゃった9,432という数になりますので、これは幼稚園で利用されている預かり保育分を除いた数になります。そのようにご理解いただければと思います。

委員

保育園さんもがんばっておられますが、私立幼稚園も頑張っています。お母さん方の心のリフレッシュや、1人でも下関の人口を増やせるようにと取り組んでいます。つまり子育てのお手伝いです。我々もここが一番大事だと思います。だから、私立幼稚園協会におきましても、たとえば4時までのところは、できれば5時から6時まで頑張ろうとしています。今、お母さん方のニーズがそのようになっているのです。昔のお母さん方は、我が子を立派に育てるということが、お母さんの全ての希望だったのです。だから5人も6人も生んで、子どもを立派に育てていました。今は、先程申し上げたように、たくさん産むと生活ができないから、2人くらいに絞っておられます。しかし、お母さんも、子育ても大事ですが、たまには習い事もしたいです。それから、お父さんはお店でお酒の一杯も飲みたいです。このようにニーズが多様化しています。だからそれに対応するために、我々も頑張っているのもう少し我々に問いかけてもらえたらありがたかったという気がしました。

木村参事

別途、私立幼稚園にも問いかけて、アンケートもさせていただきました。

これは無作為での5,000世帯を対象にしたアンケートの結果を、分析をしてお示ししているものがございます。児童クラブは、児童クラブの実際の利用者を対象にアンケート調査をさせていただきました。

一時保育は幼稚園だけではありませんので、私立幼稚園にアンケート調査に協力いただいたものは、今は掲載しておりません。私立幼稚園に全てアンケートをさせていただいた結果は、別に出ております。預かり保育として、25年6月の利用者は私立幼稚園の全てを合わせて3,865人という結果が出ています。夏休みにも、泉幼稚園は実施していらっしゃるようですが、実施していらっしゃる場所もありませんので、単純に12月をかけるわけにはいかないと思うのですが、12月をかけるのであれば3,865人かける12月ということは、46,380人という延べ人数は出てきます。

ここは、表記の仕方が年間で書いてあったり、1日あたりで書いてあったりしています。なぜ1日あたりにしたかということ、夏休みがあるところとないところがありますし、週5日のところもあれば、土曜日実施していらっしゃる場所もあります。なかなか難しかったので、とりあえず今は1日あたりで書かせていただいています。

なかなか比較ができなくて申し訳ないところです。だから22人や、下関市全体として82人に365日かけるわけにはいかないのですが、日曜日を除いた日にちをかけるのか、土曜日、日曜日を除いた日にちをかけるのか、長期休業中を除いてかけるのかというのが、園によって違うので、難しいところがありました。

委員

私達は幼稚園に勤務してまして、いろいろな経験からすると、地域性や幼稚園の雰囲気を見て、家を建てて、しっかり家庭を守っていらっしゃる場所もあります。そのような地域の保護者の方は、あまり預かり保育は必要でないということなので、預かりというのはそれほど関心がないと思います。

私は山陽地域にいますが、ここは転勤族がとても多いので、お母さんが働きたいといった気持ちは持っておられなくて、小さいうちはしっかり子どもを育てたいという方が多いようです。実際にうちの幼稚園は預かり保育があるのですが、丸々ひと月預かってもらう時には申し込みがあるのです

が、7月は20日で夏休みになり、3月は1週間で預かり保育がなくなると、金額と割に合わないというので、急に人数が減るのです。

実際に、3月や7月の人数が本当に必要な人であると思います。フルに申し込んでいる方は違いますが、お友達が預けるから私も預けようかといった、自分の都合で決めるのではなくて、周りの雰囲気という決めるような風土があります。

幼稚園によっては、預かりがあると良いと言われますが、実際には尋ねてみると、3年保育のほうが良いといった、預かりではなくて、しっかり早く子ども同士が集団の中に入れることを希望している保護者が多いようです。地域によって保護者の考え方が、すごく違うのだろうと感じています。

横山会長

数字のマジックに引っ掛からないようにしなければいけません。

アンケートをどのような形で行ったかということも大事ですが、数値の表記も、1日あたりのところもあれば、年間ベースのところもあるので、そこをしっかりと読み取らなければなりません。

委員

特に、わかりにくいのは、幼稚園での預かり保育、一時預かりというのがありますが、普通、幼稚園というと、イメージとしては午前中保育であって、そして午後から一時預かりというような内容だと思います。

たとえば4ページで、1日あたり本庁ではどのくらいの利用人数が見込まれるのか載っています。毎日一時預かりでいらっしゃる方も、継続して利用していらっしゃる方もいらっしゃる、それは保育が必要ということなのか、あるいは保育が必要ではないのかといった時に、それをどのように理解していくかというのは、おそらくわかりにくいところだと思います。そのあたりは、どうでしょうか。

委員

保育が必要か、必要でないかではないのです。お母さんの子育てのお手伝いです。子育ての支援なのだと思います。

幼稚園で、1か月単位で預かり保育を利用される場合は予約を取るように、1週間単位で預かる時は予約を取るようにと言います。私はそういう予約制は無視いたします。

というのも、例えば下の子どもが1週間前に病気になることがわかりますか。うちはお帰りが2時なので、だから当日の2時までに電話をいただければすぐ預かりに切り換えるということにしています。そのように即効性がなければ、子育てのお手伝いにはなりません。

委員

一般的に預かり保育というのは、午後のおよそ何時頃までが基本なのでしょう。

委員

およそ幼稚園の保育終了後が2時か2時半です。そこから預かり保育で5時、6時、うちの園は夕方6時までです。

今日の朝は必要なかったけれども、おじいちゃんの調子が少しおかしいので、病院に行かないといけないという時には、ではお母さん行っておいで、6時まで預かってあげるというようにして、即効

性がなければ子育てのお役に立つことはできません。県の学事文書課は、1週間前、1か月前から予約を取るようにと言いますが、そういうことを言っていないけません。私は無視しています。その代わり、お母さん方のニーズはこうなのだから、お帰りの2時までには電話をいただければ、すぐ6時まで預かります。そのようなお話をしています。そうでなければ、いくら立派な制度があっても、意味がありません。

委員

夏休みは、どうですか。夕方までですか。

委員

うちでは8時から18時までです。他もたいてい5時頃までしていらっしゃるでしょう。

8時からとしています。会社に7時半までに行かないといけないから、7時20分頃に連れて行きたいという要望は数えるほどで1人か2人です。断ってしまうとそのお母さんは困るので、お預かりします。このようにして、やはり子育てのお手伝いが最優先ではないかと我々は考えています。それでこのような数字を見ると、これで良いのかと思うのです。

委員

私の園は、公立で幼保一体化運営を行っている施設です。

幼稚園児は一応2時で終わりなのですが、2時から5時まで保育園の一時預かりサービスを利用して5時まで一時預かりをしています。

下の子どもさんのご病気ですとか、学校の用事などの事由でたまにですがご利用いただいています。

就労とかは関係なくお預かりする一時預かりサービスで行っています。

委員

幼稚園でも子育てのお手伝いとしての預かりサービスと、ご世帯が就労されている関係で恒常的な預かりサービスの利用もあると、両方の利用者がおいでなわけですね。どちらも子育て支援ではあると。

委員

よく言うのは、うちは幼稚園なので、お母さんが仕事をするから預かる、しないから預からないということではないです。お母さんは子育て大変でしょうから、たまには息をついてください。それでいいのではないですか。だから誰もが使える制度にしたなら、より市民が幸せになると思います。

委員

思いとしては、幼稚園と保育園の違いはないと思います。

保育園から言わせていただくと、あくまでこの一時預かりは、定員外のお子様をお預かりするというものなので、もちろん料金をいただいていますけれども、そういう意味では、ある程度の限りがあるのかなとも思います。思いは本当に同じです。

委員

そうです。幼稚園では今は在園児が対象ですが、その枠を取っ払って、市民の皆さんにそうしたいと考えています。そうするとおやつも差し上げて1日300円ではやっていけません。だからもう少し援助、支援体制がしっかりしてくれれば、そうするとやっていけます。

委員

少し整理させていただきたいのですが、保育の必要性というのは、そのご世帯の家庭類型によって必要かどうかというのは見極められるわけですよね。

そのように認識していいですか。だからお勤めされることなどが前提で保育が必要なのか、必要でないのかということでしょうか。

田中主査

はい、そうなります。

委員

今、そのあたりが混乱されているようです。

委員のおっしゃられる子育て支援の一時預かりという部分は、またすごく大事なのだと思います。

木村参事

今からこのニーズに対して、次はどのようにしていくかということですが、今、委員がおっしゃられたように、就労しているけれども幼稚園に行かせたいという方がどの程度いらっしゃるかという分析が一つあります。就労していて幼稚園に行かせていらっしゃる方は、最初に説明したように、預かり保育がとても充実しているところでしたら、もうそのまま大丈夫という方もいらっしゃいます。それからおじいちゃん、おばあちゃん等の援助があるので、預かり保育がなくても私は幼稚園がいいということで幼稚園に預けていらっしゃる方もいらっしゃいます。

こども園についても、そのこども園がいいということであれば、預かり保育ということではなく、就労していれば、幼稚園タイプのお子さんではなく保育園タイプの子として、2時までは幼稚園と同じ教育課程をして、その後は、預かり保育ではなく、保育園タイプの子として、こども園として終日お預かりするという形です。

今後、就労していて2時以降も預かってもらう必要がある、おじいちゃん、おばあちゃん等の助けがあまりないため、園で預かってもらわなければならないという方が、どのくらいいるのかということのニーズを把握して、幼稚園は幼稚園としてではなく、認定こども園になったほうが、ニーズにきちんと対応できるのではないかとということ、全体的に見てどうだろうかということ把握するためのもの。

それから、まさに子育て支援と先程おっしゃったように、働いていないお母さん達のストレスを解消することや、下の子が病気になった、上の子が参観日であるというニーズに対応して、預かることを幼稚園で行っているところもあります。それが幼稚園の預かり保育です。

それから保育園では、いつもは在宅で子どもさんをみていらっしゃるお母さんが、今日はこのような事情があるので預かってほしい要望で預かるという子育て支援と、この2種類があるということです。3つに分けて、一応ニーズを取り上げているということです。

それぞれのやり方で、それぞれに分けられたもので、どのような提供体制を組んでいくべきかというのを、これから考えていかなければならないと思います。

それから財政的な支援としては、子ども・子育ての新制度に入ってくれば、文科省ではなくて内閣府から出てくるものになります。別の仕組みになりますので、300円といったということではなくて、いくらになるかはまだ決まっていないのですが、どのような形で、どのような単位で支援が支給できるのかということも、今、国で検討しているところです。

それも踏まえて検討していきますので、今、どのような実態であるかを言っていて、とても良かったと思います。

委員

4ページと5ページの表の読み取りについて、平成27年の各区域の量の見込みとしての利用児童数があって、実施状況というところに預かり保育実施幼稚園の在園児数というのがあります。両方見比べてみると、数字の差がかなり大きいと思いました。大きいことは、おそらく当たり前のことなのでしょう。

平成27年度のこの数字、あるいはずっと時系列であるものが10前後の数字から、どのような施策がそれぞれの地域に必要とされているのか、何かコメントをいただければ、この表の意味が少しわかると思います。5ページも同じです。

この表の数字から、現状をどのように改善するということになるのかならないのか、コメントをいただければ少しわかると思います。お願いいたします。

木村参事

の保育の必要性がある幼稚園利用者の預かり事業というのは、認定こども園、要するに一つの園の中で保育の必要性がある方は朝早くから預かる、あるいは夕方遅くまで預かるというもので、また、保育の必要性がない、本当に就労していない方のお子さんについては、コアの時間だけ4時間が基本で、2時頃まで預かっていらっしゃるところが多いのですが、その時間だけを預かるという事業です。そのようなタイプの園に移行していただく必要性があるかどうかを見極めるものがでございます。

は、就労をしていないご家庭で、子育て支援として2時以降の幼稚園利用者の一時預かりです。5時半、6時頃までのお預かりを利用したいという方が、どのくらいいるかというものです。

現在、幼稚園の預かり保育というのは県の補助事業ですけれども、これは基本的にはなくなります。市の委託事業として現在保育園で行っている一時預かり事業を、新しい制度のもとでは、預かり保育に代わってこれを幼稚園でも行っていただくという話になります。

現状の預かり保育のように幼稚園の在園児だけを対象にすることもできますし、それ以外の一般的な在宅で子どもさんを見ていらっしゃる方を対象とするということもできるのですが、ここに出ている数字は、保育の必要性のない幼稚園タイプのお子さんだけ、教育時間の延長として預かってほしいというニーズをみていると数字です。

、とも、幼稚園で行われている預かり保育という制度がなくなる中で、新制度のもと、市が委託をする一時預かりという制度に変える必要があるか、その委託をどこの園に行っていただく必要があるのかを見極めるための数字ということです。

6園で647人というのは、実施状況という表現は適切ではないかもしれませんが、647人ほど子どもさんが在園していらっしゃる中で、リフレッシュのために子どもを預けたい、2時以降も預けたいと

思っていらっしゃる方の平均は1日あたりにすると22人いらっしゃいます。だから647人の22人ほどが、何分の1でしょうか。647人の10分の1だとすると65人ですので、それよりもさらに少ないパーセンテージの人が、リフレッシュのために預けたいと思っているということです。この22人というのは1日あたり22人ですので、毎日預けたいと思っているわけではなく、今日は参観日だからというのが年に何回かしかないというような方も含めて、22人ということだと思いますので、365日ではないということだと思います。

そのような一時預かりを、幼稚園なりに行っていただくか、行っていただければならないのかというところの制度を見極めるためのものがございます。

委員

今の4ページの本庁地区の22の数字なのですが、647人在園児数があって、1日あたり22人の需要があるということですが、すると、仮に平成25年度に本庁地区に22人の需要があるのだと仮定したら、現状では、その需要に対して実態としては満たしているのでしょうか。いわば供給側として十分面倒をみきれているのか、みきれていないのか、あるいは22という需要に対して、新たにそういう制度を導入する必要があると判断するのか、そのあたりはどうでしょうか。現状がよくわかりませんでした。

例えば彦島で需要が5あって、現状は4ほど需要を満たしているとする、単純に言えば1ほど需要を満たすための供給体制を整える必要があるのかというように読めるのか、読めないのか、そのあたりの比較が表からわかりませんでした。

同じことが5ページのところについても、どうなのだろうかと思いました。

木村参事

おっしゃる通りで、資料からは読めないところと思います。

現状はどうであるかというのは、別に私立幼稚園に対して、預かり保育についてのアンケート調査を行ってはいますが、資料には掲載していません。申し訳ありません。

先程、県や市と申しましたが、今、幼稚園で行われている預かり保育を含め、施設で行っていただく一時預かりの制度の見直しが行われています。

この制度が変わる中で、新しい一時預かりというものを前提に、今後、どのように供給体制を整えるべきか、これを検討していくための参考資料ということになります。

現状との比較というのは、制度自体が大きく変わることもあってなかなか難しいところです。

委員

施策の方向性を議論すべきところで、施策の方向性、必要性が出てこなければ意味がありません。だから、下のコメントの枠の中に、この表の数字から、今後の施策としてこのようなことを考える必要があるというコメントがそれぞれについてあるのであれば、それなりの意味があると思います。

そこをお尋ねしたかったわけです。

木村参事

申し訳ありません。本日は、需要量をこのように算出しましたというご報告です。

まだ追いついていません。

委員

幼稚園については27年度から大きく制度が変わります。
ですから、木村参事が言われたように、まだ見通しが立たない部分もあると。

木村参事

事業の詳細、制度設計ができていない状況です。

横山会長

見込み数字だけしか手元にないという中から、今後制度が変わる、その制度を見極めながら、下関市として一番良い方法を考えていかなければいけないということです。

今回は、アンケート調査結果から試算された数字をお示ししているところで、さらに必要な数字、例えば幼稚園がこういう現実にあるという数字は、今回の資料では出てきていません。

下関市としては、何が必要で何が不要なのか、また、施設に対してどのような支援となるのか、これが見えてきて、施設も判断できてくるというものです。

木村参事

本日お示ししています見込みの数字をもとに、子育て支援のための一時預かりはさらに充実させていかなければいけないといったご意見を、今後いただきたいと思います。

委員

幼稚園で行われている預かり保育の事業がなくなるということですが。

木村参事

現在は県の補助事業、あるいは幼稚園独自で実施されているのが、現在、保育園で行われているような一時預かり、市の委託事業に変わります。

委員

今の保育園の一時預かりは、例えば12日という利用制限がありますが、これはどうなりますか。

委員

だからそのように、枠にはめてはいけません。それでは子育てのお手伝いになりません。

木村参事

そのあたりも含めて、一時預かり事業の制度設計がこれからなされてきます。

横山会長

この会議では、制度がどうなるのかということもありますが、子ども・子育てということに関して、哲学的といえれば難しい話ですが、私達がどう考えていかなければならないということもあります。

委員

先日、ベビーシッターのショッキングなニュースがありました。

下関市では、ああいった状況はおそくないと思いますが、あのニュースを聞いて、世の中がいか
に劣化しているのかという印象をもち、非常に私も衝撃を受けました。

この子ども・子育て支援事業の3つの類型で分類されていますが、あのようなケースというのは、
これらのどれに相当して、下関市では、どのような形で正常に、適正に行われているのか、ちょっと
コメントをいただけたらありがたいと思います。

木村参事

3番目の類型になると思います。在宅でお子さんをみていらっしゃって、時々仕事が入るとい
うな方だと思いますので、現在でいえば、保育園で一時預かりをするということになると思
います。

ただし、保育園では、今、委員が言われたように、園児の受入れが100パーセントを越えて
いる中で、そういったお子さんについて保育士の余裕がないとなかなか預かれない状況で、
預かりたくてもお断りをせざるを得ないケースが多いと思っております。

それからあともう一つ、ファミリー・サポート・センターというのもございます。

西川参事

子ども家庭課の西川と申します。

下関市ではファミリー・サポート・センター事業を行っておりまして、預けたい方と預ける側、
依頼する側と提供する側の会員を募っておりまして、これはそれぞれの責任において行
っていただき、ファミリー・サポート・センターが仲介役となることで事業を実施して
おります。

この度の事件もありましたが、市としては適切にシステムを組んで行っているところ
です。6ページの表に年間の利用者数があがっておりますが、ファミリー・サポート・
センターの活動実績、平成24年度で2,967件の実績となっております。

委員

ファミリー・サポート・センターという事業は、どこの自治体でもおそくある仕組みだと思
います。これがどの程度周知されているかということも、非常に大きなポイントだと思
います。

例えば保健推進員という方が地域に何人かおられますが、その方々を通じて、ファミ
リ・サポート・センターという仕組みがあって、子育てのバックアップをしているとい
うことを0歳児から3歳児くらいの保護者の方に、ほぼ100パーセント近く周知され
ていけば、あのような事態にはきつと
ならないだろうと思います。そのような点では下関はいかがでしょう。

西川参事

ファミリー・サポート・センター事業は、小学生等も対象になりますので、幅が
広いですし、市報等でご案内をしたりしております。保推さんにも周知しているとい
う状況です。

大西課長

健康づくり課の大西です。今、市内で保健推進員さんが約600名いらっしや
いますが、毎月例会をもって、様々な勉強をしていただいています。

その中でファミリー・サポート・センターができた時には、周知のために皆さんにチラシを配って、このような制度ができましたというご案内を差し上げました。それから何年か経っておりますので、また、あらためて周知を図っていきたいと思っています。

委員

子育てに携わる方々にとって、あの事件はものすごくショックだったと思います。

そういう意味から、子育てを支える仕組みが下関にちゃんとあるということ、タイムリーにもう1回PRするというのは、タイミングとしては良いのではないかと思います。そのような対応を行政として、また考えていただけたらと思います。

西川参事

ありがとうございます。

子育て家庭に対しては1年に1回、「ちゃいるど」という情報誌もお配りしております。そういった中で、こういう事業もPRをしておりますので、またいろいろな機会を通して周知させていただきたいと思います。

委員

今の事業は、厚労省の管轄ですか。

西川参事

ファミリー・サポート・センターは、厚生労働省関連の事業です。

委員

実は10年ほど前に我々も、山口県私立幼稚園協会の一部の5園くらいで組んで、NPOとして行っていました。幼児が病気になると、病院に連絡を入れて面倒を見ることや、どなたか保育してほしいという人がいらっしたら、保育をしていただける人と、人と人をつなぐことをNPOで取り組んでいました。そうすると2、3年したら厚労省はもうやめると、そうした活動はしないようにと言われ、NPOも廃止しました。

ファミリー・サポート・センター事業は、市でないと行えないのでしょうか

木村参事

下関市は平成14年に参画しました。県内では宇部に次いで2番目だったと思います。

下関市は直営でコーディネートをやっているの、コーディネーターのところではマッチングをするという仕組みがありまして、その預かる人はあくまでも一般の方となっています。

これは、もともと労働省から出たものです。

西川参事

他市では社会福祉協議会等がファミリー・サポート事業を行っているところもございます。もしかすると市が委託しているのかもしれませんが、そのような仕組みで行っております。NPO法人ができるかできないかということは、宿題にさせていただければと思います。

委員

この会議は、子ども・子育て審議会だよなと思いながら聞いておりました。

政府の動向を見ていると、質か量かという問題についても、先日新聞にも掲載されていましたが、質の保障は助成金で減退しています。

そのような状況も踏まえながら皆さんのお話を聞いていたのですが、結局、下関市で行う子ども・子育て支援事業ということは、大きく分けると教育・保育部門と子育て支援部門に分かれると思います。特に今、子育て支援部門について様々な事業がありますが、これを子どもの視点から考えてみると、保育ということはおいて、とりあえず預かってくれるというところばかり焦点があたって、私が子どもだったら嫌だよな、そういう不安がよぎります

保護者へのサービスはすごく大事なことです。うちの学生は、3年働いて、結婚して、と考えていますが、子育て力を考えているかと言えば保証できず、だからまた皆さんにお世話になるのだと思います。

下関市独自でできるのかわかりませんが、そのような支援事業の中にやってくる子ども達を、例えば、保育ができるシステムに格上げする、あるいは今ある拠点施設を、現在のような条件ではなくて、保育もできるように保障をする、そのような人員を配置もするというような、そうしたアイデアはどこで話すのか、誰が出すのか、この審議会なのか、そのような不安がよぎって、少し触れたくなくなりました。

委員

1点だけ。幼稚園では、保護者の都合で預かり保育ををするとしても、嫌がる子どもは1割もいません。笑顔で、お友だちとまた余計に遊べると言って、お母さんにせがむこともあります。

委員

幼稚園教育要領でも、預かり保育の教育的な時間というのを保障することはできていると思いますが、子ども達の預かっている場合の社会性の指導など、その点については保育者は行うのでしょうか。

委員

預かり保育でもしつけは行います。

委員

そこなのです。いわゆる預かりとして考えるのか、保育の質を保障する預かり保育として考えるのか、ここがこれからもすごく大事なことだと思います。

委員の園ではそうでも、小規模の幼稚園では果たしてどうなのでしょう、ということです。

悪いと言っているのではありません。質について考えれば、いろいろあるということです。

せっかくこのように審議するのであれば、例えば下関の子育て支援事業にやってくる子ども達への質の維持のようなものは、条件として設定しておかなければいけない面もあると思います。

そのあたりのことも考えなければ、これからの子どもが、育つ子どもと育たない子どもの格差が大きくなると思います。

委員

委員、すごく良いことを言われたと思います。

今回、認定こども園が3党合意の中でこの制度の柱になりましたが、もともとはこども園ということで、国はどのような子どもを育てていくかということをメインで、子ども指針を含めて考えていこうとスタートしたはずですが、いつの間にか財布の中身だけが決まって、ここからどのようなお金で、どのような制度にしていくかという話になっています。

やはりもう一回考えていく意味では、もちろんこういうデータも大事ですし、下関としてどのような子どもを育てていくのかということころは、以前、別の委員も言われていましたが、本当に大事なことなので、ここだけは根っこに持って、物事を進めていかなければいけないと思います。

子ども・子育て支援という、子どもの子育てが本当に今、どこの国の会議の中でも出てきてないことについて、すごく不安に思っています。現実、預かり保育の話もありましたけれど、子どもが良い方向にいつているかということ、決してそうではないのではないかとすごく感じます。

制度が大きく変わっていく中で、私達、子どもと関わっていく、ある意味では専門家として、そこは外せない部分をしっかり持った上で議論していくというのは、とても大事なことだと思います。

委員

子どもが良い方向にいつていないというご意見はどうでしょうか。良い方向に行っているのではないのでしょうか。

というのも、例えば昔は、家の周りに同世代の子どもがたくさんいました。だからお友だち同士で遊んで、良い影響を与え合うことができ、これが家庭の周りできていました。それが今は少子化なのでなかなかできません。しかし、幼稚園でも保育園でも、同じ年齢の子どもがいろいろ交わって、いいものをあげたり、もらったりできるのです。

我々はそうしたことを促進していくことが必要だと思います。良い方向に、ベストではないかもしれませんが、グッド、ベターくらいを目指して行っています。

委員

そこを様々なかたちでカバーしていくことが、やはり必要なのだと思います。

横山会長

委員がおっしゃっていることは本当によくわかりますし、皆さんそれぞれが誇りを持って従事していらっしゃると思います。しかし、なかなかそうはいかないこともあるようです。例えば先程、話題にもあがりました事件についてです。

ネット上で、子どもを物のようにやりとりをせざるを得ない母親もいます。事件の、預かった人は確かにとんでもなかったですけど、手をあげて、きちんと子どもを預かろうと思っていらっしゃる人もいると思います。

その質については、本当にいろいろなものが、今や良いも悪いもごちゃ混ぜになってきていて、別の委員がおっしゃったように、子ども・子育てではなくて、子ども・子育てというものを支援できるような、幼稚園であり、保育園であり、ファミリー・サポート・センター、あるいは家庭的保育をされる場所であり、すべてそこには大人が関わっています。その大人の意識がどのようにあるのかということが、やはり大事なことだと思います。

委員

あの事件のお母さんにはほかに手段がなかったのでしょうか、インターネットを通じて、仕方なくお願いしたのでしょうか。しかし、社会からは、預かった側はもちろん悪いけど、預けるお母さんも悪い、こういう指摘を受けているのです。

頼むところがなかったのです。だから頼むところをつくれればあのような悲惨なことはなくなります。他の委員の園も、うちの園も、職員全員が保育士、幼稚園教諭の資格を持っています。だからそのようなところに預けていただきたいです。資格を持っている人が足りないのであれば、また預けることができるような組織をつくるということをしなければなりません。

委員

その預ける場所を知らないというのは、先程、ファミリー・サポート・センターのことが出ていましたが、まず、子ども・子育ての新しい計画づくりのためのアンケート調査の中に、ファミリー・サポート・センターに病気であった場合お願いしたかといったら、ここは全く数があがっていません。他のところも見ると、名前は知っているが、どういうところかわからなかったというのがあるので、やはり一般の方にはそこまで周知されていなかったというのが大きな理由だと思います。情報不足であること、名前は知っているが、どのように手続きしたらいいのかわからない、そのようなものが身近でなかったというところに、とても問題があるのだと思います。

今後はそのようなところをつくった場合には、より一層情報が共有できるように、幼稚園、保育園、こども園など、様々なところから知らせることもすごく大事だと思いました。

27年度、新しい制度に向けてこのように審議なり進めていく中で、いろいろなデータはこのようにあります。また、他の委員がお話されましたように、それぞれの園での困り感といったもの、これを私達みんな持っています。

数字では表れない、実際の現場で、保護者が困っているようなことがあり、一方でものを言わない子ども達の代弁は、一体誰がするのか。

保護者が育てやすいような環境づくりは大事ですが、保護者ばかり支援すると、子どもはどこかに預けられればなしになってしまうのではないのでしょうか。本来は保護者との絆や、より愛情をかけて育ててもらおうといった、幼い間に通わせておかないといけない愛情のキャッチボールというものを、本当にどこの家庭までが、どこかに預けてまで、犠牲にしてまで、預ける必要があるのかと、現場にいる私はすごく感じます。

実際に小学校、中学校でいろいろな問題が出てきた時に、保護者がそれだけの問題を抱えられるのか、小さい時からの親子関係が構築できていれば、小学校、中学校の成長が喜べたりできると思います。子どもが困った時に一緒に考えてあげるといような土台が幼児期の間にできるのではないかと思います。

保護者が育てやすいところばかりいくと、安易な方向で何も考えずに、人に育ててもらったら楽だとか、保護者としての子育てのための努力をどこまでするのが適切なのか、また、これによってどこまで環境を整えるのか、これをある程度話をしておかないと。人に育ててもらって、問題が起きたらこの結果は誰がしたのか、預け先なのか、責任が及んでこないとも限りません。

幼稚園も保育園も一緒に教育をしていこうということが、国がはじめに言っている内容です。それは子どもを育てるだけではなく、保護者にも親として育ててもらおうということも背景にあると思います。

下関はそのようなことがなくならないようにしていかなければ、実際には下関に残る子ども達ではなく、将来、下関を捨ててしまうような子どもに育たないように、下関が好きになるように育てられるように、こういったことを話す機会はずっとないまま、このデータだけで進んでいくような考え方がすごく心配です。

私は幼稚園にいますので、特別な支援を要する子どももいます。地域によっては、保護者が車を持っていないために、通級した方が良くても、お母さんがそれだけのことを抱えて、通級しようという気にならないという方もいらっしゃいます。

ここには専門家の方がいるので、実際の声をあげてもらって、資料に出てこない声を、どこかで話し合うことが重要ではないかとずっと感じています。

委員

制度は行政でいろいろ考えて、このような会を開いて、いろいろとより良い子育て支援ということを考えておられます。もうすぐ告示もされますし、夏にはこども園の保育要領や解説も出るということで、いよいよ研修だなぁと思っています。

子育て支援、親支援も制度的なものもちろん大事ですが、やはり現場の者は、子どもの育ちのための親支援というものを考えていかなければ、制度だけでは充たされない部分もあると思っています。現場は現場でもいろいろ考えていかなければならないと思っています。

横山会長

現場の先生達におかれても、何を支援したら良いのか、何は支援しない方が良いのかを理解して、そのような面からもレベルアップしていく必要は絶対あります。

委員

確認なのですが、今日、この量の見込みの算出というデータが出てきて、全体を10区域に分けて、それぞれの現状、見込みを押さえておこうということだったと思います。

実際、これを見ていくと、地区によってとてもばらつきがあります。例えば、幼稚園の入所率がすごく低いところもあります。全体の人口の状況もかなり激減しているということもあります。では、これをどう我々としてとらえるのか。

今、下関市で総合計画をつくられていますので、その会議では、子ども達の育ち、親が育てやすい下関にしていこうという提案もしているところです。それに向かっては、いろいろな環境、様々なことをしていかないとおそらく制度としても成立しないと思います。

この審議会の中で、例えば、どのようなものが非常に理想的なものであって、こういうことになったら良いというのは、次回にやるということでしょうか。これをどのように考えて、どのようにもっていくかというのは、もうおそらく時間もないような気もしています。

田中主査

ご質問をいただきましたので先にご説明いたします。今日は、あともう一つ議題がありまして、これの審議もお願いしたいのですが、次回以降については、供給についての計画を進めなければいけません。先程の質問を踏まえた供給の量の話をしていきますが、具体的には、私立の事業者さんの意向などが入ってこなければ、最終的な数字になりませんので、タイミングとしては少し後になりま

す。

次回は、先程の話に通じると思いますが、次世代育成支援行動計画を引き継ぐものは、次回の会議でなるべくこういった方向にというのを詰めていく作業をぜひしたいと考えています。

以降は、やはり数字の話というのはどうしてもありますので、9月までに1回つくってしまわなければいけないものを行っていくという、ものすごく大雑把に言うと、そのようなスケジュールを考えております。

委員

例えば、地域によっては幼稚園の規模が大変小さいようなところがあります。

その中で、幼稚園の役割はその地域で必要とされているのだと思いますが、幼稚園の役割というか、非常に幼稚園の需要が少ないところでも必要である、あるいは、それでは幼児教育として成り立たない、なかなか難しいということもあったり、いろいろなところで、いろいろな意見が出てくると思います。何が大事か、保育園も含めてあると思います。

だからそのあたりもこの場でいろいろ協議がなされるという話でしょうか。

横山会長

今日この後、もう一つ議題が残っております。

確かに数字は大事なことだと思いますが、この数字をベースにして、では何を考えなければいけないかと言われたら、委員がおっしゃったように、地域の問題や、本当の意味での子育て、あるいは子どもの育ちというのが支援されるにはどうしたらいいかというような、そしてそのために施設や形にしていくといいというようなことが、この場で私達が話し合えるものか、あるいは私達が話し合いはできなくても意見を述べるということが活かされるようなことになる時間があるのでしょうか。

次回はそういう話を私達が持ち出して、たくさん発言しても、ちゃんと受け止めてくれ、そしてそれを今後の参考にしてくださるということですか。

田中主査

次回以降、ご意見をうかがっていくことになると思います。

木村参事

これはフォー・キッズプランで今、現行のものなのですが、今後、この新しい版をつくっていくということです。

次世代法の継続については、今、国会に法案が提出されているところです。

フォー・キッズプランの関係で行ったアンケート内容についても、今回もアンケート調査をしておりますので、フォー・キッズプランで記載している事項、支援事業計画の記載事項として任意記載とされている事項、これらも含めた内容で、計画をつくりあげていきたいと考えております。

また、計画には、下関市においての子ども・子育ての理念を記載することになりますので、フォー・キッズプランと同じことを書いておけばいいのではなくて、国の理念も踏まえたうえで、では下関市はこのような理念でいくということ、次回ぜひご意見をいただく会としたいと思っております。

横山会長

下関市の計画とするからには、北九州市、ほかの都市とは違うこと、下関市として胸を張って出せるような行動計画をつくるために、皆さんのご意見、それぞれのところの実情、それから未来も含めてご意見が聞けるといいです。

木村参事

事務局でたたき台をつくる前に、このようなものが良いとか、事前にご意見をいただいた方がよいと思いますので、時間も限りがありますので、またメールや電話、手紙などで教えていただけるとありがたいです。ご意見のご紹介とあわせて、たたき台もご提示できるのではないかと思います。

それから供給量についても、今後また決めていかなければいけません。公立の幼稚園、保育園の計画も含めて、また私立事業者にもどうするかということを考えていただかなければなりませんので、公立施設の計画についても、この会でまたご確認いただくこととなりますので、またよろしくお願います。

委員

いろいろと設計されている子育ての支援、本来はこれが必要ないことが一番良いという考えも一つあります。つまり、子どもはその親がしっかり育てる、これは大前提です。ただし、それでは成り立たないのが現実です。

文科省も我々に対して、幼児教育センター的な仕事をしなさいと、もう10年前から求めてきています。幼児教育センター的な仕事というと、子どもの教育、そして親の教育です。つまり、おじいちゃん、おばあちゃんの代わりとも言えるかもしれません。そのようなことまで、幼稚園、保育園はがんばるように、国が我々に言ってきているわけです。

理想としては、子育ては親がするべきです。しかし、それができないから、ここでこのような話をしています。

横山会長

私は、違う考えです。

子どもを親だけで育てるということは、必ず難しくなっていると思います。

親がもちろん子育て、子どもを大事にすることが基本ですが、子どもはやはり社会で育ち、社会が育て、そして女性も男性も、自分が社会で求められている仕事をしっかりとできるようなサポートをしなくてはなりません。

それでは次の議題に移ります。

この第3番目は、本当に大事な内容かもしれません。下関市が条例で定める各種基準等について、ここに国において基準の考え方が書いてありますが、下関市はどのように定めていくのか、事務局から説明をお願いします。

峰岡主任

事前に送付させていただきました1枚ものの資料「子ども・子育て支援新制度のもとで下関市が条例で定める各種基準等について」をご用意ください。

新制度が開始される予定である平成27年4月に向けまして、下関市としましては、子ども・子育て

支援事業計画を策定することに加えまして、様々な条例、規則の整備が必要となってまいります。

今年の、平成26年度の秋口からは、新制度が開始する27年度の幼稚園、保育園、こども園の利用者の認定作業、施設利用の申込み手続きの開始が予定されるところです。

各施設を設置される事業主の方々のご判断、諸手続きが円滑にできますよう、あるいは、子育てに関わっておられる全ての市民の皆様に対して、いち早く新しい制度についてのお知らせができるよう、制定を急がなければならない、具体的には、6月の市議会に上程しなければならない条例がいくつかございます。

資料の表に掲げています条例については、主だったものではありませんが、施設・事業の認可の基準、施設・事業の運営基準と、大変重要な事項を定める条例となっており、これらの制定方針に関しましては、審議会委員の皆様からのご意見をいただきたく、今回の議題とさせていただきます。

今回、下関市の方針として、提案させていただく4つの条例について、私の方から概要を説明させていただきます。

資料表面をご覧くださいまして、まず、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する基準を定める条例」ですが、現在、幼稚園型、保育所型、幼保連携型、地方裁量型と4類型ございまして、保護者の就労に関わらず子どもが通うことができるこども園ですが、この度、認定こども園制度が改正されています。

平成27年度から4類型の認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園については、単一の施設として認可・指導監督等が一本化されるとともに、学校として、また児童福祉施設としても法的に位置付けられ、二重行政の解消を目指した就学前施設となります。

幼保連携型認定こども園の認可は、都道府県、政令市、中核市が行いますので、市内の施設につきましては、下関市が認可を行うこととなり、認可にあたっての基準を定めなければならないところにあります。

続いて、「地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてですが、新制度においては、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業について、現在で例えますと認可外保育施設にあたる事業といえますが、ここに市町村による認可制度が新たに導入され、公費、いわゆる地域型保育給付の対象とされたため、こちらの認可基準を条例で定めることとなります。

次に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例」ですが、これは、幼稚園、保育園、こども園の施設、そして4つの地域型保育事業についての、下関市が確認を行い、給付を行うための運営基準を定めるものです。

入園を希望される方に対しての施設の応諾義務を課すなど、新制度に乗じる施設の運営基準を定めるものであり、認可基準とは異なるものです。

なお、幼稚園においては、認可はあくまで山口県において行い、新制度に乗っからないで、従前どおり私学助成の対象のまま運営を続けられる幼稚園が残るケースも考えられますが、こうした幼稚園については、この条例の対象とはなりません。

そして、「保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」についてです。

新制度における保育の必要性の認定にあたっての基準は、現行の基準から少し変更される国の考え方となっています。

現在、下関市では「下関市保育の実施に関する条例」において保育を実施するにあたっての基準を定めているところですが、この条例について所要の改正を行わなければならないところです。

以上、本日、ご意見をいただきます4つの整備すべき条例について、簡単に説明させていただきました。

なお、資料に掲載しています「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」など、その他の条例に関しましては、次回審議会以降、委員の皆様からのご意見をいただきたくことになると思いますので、ご承知おきいただければ幸いです。

それでは、こちらの4つの条例に関する国の方針、そして下関市の方針につきまして、田中から説明させていただきます。

田中主査

今から4つの条例の策定方針について説明いたしますが、ほとんどが、国が方針として示している基準に従う内容となっています。実際に従わなければならない基準がほとんどということもありますが、その中で独自のものが少しあります。

最初に、本日必ずご確認くださいかなければいけない項目を含みます、「保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」についてです。資料は2頁1枚のものです。

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である下関市が、保護者の申請を受けて、客観的な基準に基づいて、保育の必要性を認定して、その上で、給付を支給する、という仕組みです。

資料裏面を見ていただけますでしょうか。国の資料そのままですが、左側が現在の保育に欠ける事由、右側が新しい国の考え方にもとづく保育の必要性の事由となっています。

これに基づいて市町村で保育の必要性の認定を行っていくこととなります。現在の下関市の保育認定については、おおむね国の新しい方針に沿っていると考えられます。ですので、現行の下関市の保育認定の運用を大きく変えることは考えていないところです。

その中で、保育認定における就労時間に係る下限の設定というのがあります。

これは、保育所や認定こども園の保育認定部分について、地域型保育事業を利用することができる子どもの範囲を定めるものとなりますが、国は“1か月当たり48時間から64時間以上の範囲”で市町村が定めることとしました。現在の下関市では、保育に欠ける要件として、1日4時間以上、月13日以上としております。これを計算すると“1ヵ月52時間以上”なります。この就労時間に係る下限についても現状のとおりとしたいと考えます。

これが本日、ぜひ承認いただきたい内容です。

条例の策定方針については、多くは、国の基準に準じる内容としていますが、時間のない中で、ご意見を頂戴することは難しいので、3月末日までに、別途委員の皆様のご意見をいただければと考えております。ただ、この52時間以上という数字は、この場で固めさせていただきたいというところです。需要の数値にも多少関係いたしますし、後で決めるというわけにもまいりません。これまでと同じ基準ということでございます。よろしくお願いたします。

2つ目の方針は、「幼保連携型認定こども園の認可の要件に関する条例策定方針」です。

資料は、条例策定方針は4ページのもの、あと、前回会議の時にお渡しした国の資料もございます。

これも私立施設の事業主さんの施設の移行のご判断の材料になるものと考えており、ある意味新制度の説明にもなるかと思えます。

認定こども園制度と申しますのは、平成18年から始まっています。幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園を普及させたいという考え方でこの度の新制度につながってきています。

もともと認定こども園には、4つ類型がありまして、資料の最後に1枚付けましたが、幼保連携型、

幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園です。例えば幼稚園型では、保育所機能って書かれていますが、この機能というのは、認可を得ていないという意味です。

これまでの制度では、幼保連携型認定こども園では、認可幼稚園と認可保育所という2つの施設が連携して一体的運営を行う、というもの。これは2つの認可と1つの認定が必要ということです。それで、幼稚園と保育所のそれぞれの法律に基づいて指導監督を受ける、財政支援もそれぞれから受ける、という煩雑な仕組みでした。

新制度では、ここを解決する、ということで、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可を一本化する、財政措置も一本化するとなりました。

その流れの中で、国の基準案は、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い方の基準を引き継ぐ。またいずれかのみに適用がある事項は、実務に支障がない範囲で引き継ぐという考え方で整理されています。

ここで示しています基準を採用するのは、新設の場合です。

既存の幼稚園、保育所から移行する場合は、特例措置がありまして、既存の施設の有効活用や円滑な移行を考えて、設備面では、特例が設けられ、学級編制とか職員配置に関しては特例なしとされています。

下関市の条例も国の基準に準じた内容としたいと考えています。1点ほど、現在下関市で保育所認可の基準の条例がございますが、その中の災害対策に関係する部分があります。

国の基準は、非常災害に対する設備の設置、具体的計画策定などが努力義務となっていますが、市では、施設内防災計画の策定、見直し、緊急時の安全確保のための体制整備などを上乘せし、義務付けしています。ここについては、幼保連携型認定こども園の認可基準においても織り込みたいと考えています。

3つ目は地域型保育事業の認可の要件に関する条例策定の方針です。

この条例も国の方針に準じる考え方でございます。

4ページの資料の最後に1枚付けましたが、地域型保育事業は、新制度によって新たに市の認可事業として位置付けられる事業です。様々な場所での多様な保育の提供が可能な事業ということで、都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある地域では、地域における保育の確保ということが期待されます。

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育の4つの事業がございますが、さらに、小規模保育事業は、A、B、C型と3つの型が示されています。Aは保育所の分園、ミニ保育所に近い類型。Cは家庭的保育のグループ型に近い類型。Bは中間型とされ、それぞれに認可基準を設定します。

例えば、このB型の職員の資格要件ですが、様々な事業形態から小規模保育事業に移行が行いやすいように、保育士の割合を2分の1以上とされています。しかし同時に小規模な事業ということで、保育所と同数の職員配置ではなく、1名追加を求めて質を確保するというものです。

また、施設の耐火基準等については、国の資料を見ますと更に検討するとされていますので、この資料には載せていませんけれども、もうすぐ省令として国が基準を示してきますので、その内容に準じる考え方でございます。

資料は、4つの事業について、職員数、職員の資格要件、設備基準、給食についてなどの国の基準案を入れております。

最後に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する条例策定方針」です。

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費・地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認するということになります。確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならず、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を県が利用者に公表する、となっています。

その確認をする施設・事業者に対して求める運営基準をこの条例で定めますが、分類として、“利用開始に伴う基準” “教育・保育の提供に伴う基準” “管理・運営等に関する基準” “撤退時の基準”があります。

今日、お渡しした資料は4ページのものですが、例えば1ページ目の2番目に、応諾義務とあります。正当な理由がない限り、利用申請を拒んではいけないという原則が示されています。

この場で全部をご説明できませんけれども、国の方針に準じての条例としたいと考えています。

ご意見を踏まえて、6月議会に条例を上程し、議決をいただいて、なんとか秋以降の27年度の施設への入園手続きなどに間に合わせたいと思っています。

どうぞよろしくお願いたします。

横山会長

4時までの予定でしたが、予定時間を経過していますが、何かご意見、ご質問はございますか。

委員

52時間というのは、何か根拠があるのでしょうか。

田中主査

現在、実際に下関市において行っている要件をそのままに、というのが一つの根拠でございます。

委員

これで問題ないという判断ですか。

田中主査

現状を見ても問題ないという判断です。また変えることによって、様々な影響も考えられ、変えないという一つの判断とご理解いただけたらと思います。

委員

条例3の認可の要件の箇所先程、子育て支援、親支援というような議論の中で、子ども育ちの視点での話もありました。

この4つの条例の中で、子ども育ちに関わる場所は、条例3のところくらいだと思います。そうすると、定員や職員数、資格要件と表に示されていますが、これについて専門家の視点から、何かコメントをいただければと思います。私達が判断するのは難しいです。

委員

一応、これは国が定める考え方で、現在進行中のものでもあります。

先生が多いに越したことはないのですが、財源の限りもありますし。

ただ気になるのは、家庭的保育や小規模保育に補助者とありますが、補助者とはいったいどのような人なのか、資格はあるのか、ないのかという不安は前からあったと思います。

そのような心配を少し感じています。

委員

私はこれを見た時に、免許、資格を持っていない人がみるのはどうだろうかと思いました。

実際に免許・資格を持っていても、経験を積まない限り、やはり全く現場ではやっていけないのに、さらに知識もなければ、全体の質を下げてしまうことになります。

そのような資格が取れる学校は地元にはありませんが、そのような学校に対しても、まるで価値がなくなるようなことになるのではないかと思います。

例えば、小規模保育のB、C型、特にC型では、簡単なベビーシッター、誰でも良いということです。

委員

山口県内で見ると、例えば大島郡は、非常に過疎地で子ども達がいません。ただ、保育園は伝統的に続いてきたというところがあり、経験などはもちろん十分あります。ただ地域に本当に必要であるけれども、子どもがいないのです。それを閉園するわけにいかないというところについては使えます。町で考えると、このようなことは十分起こりうるのです。

それから家庭的保育について、先程ベビーシッターの話もありましたけれど、家庭的保育者はどこで研修するのかという問題もあります。本来は、保育園があってそのサテライト、そのようなところがあれば、研修を受けながら、あるいはチェックも受けながら保育できるのでしょうか。

ただ、保育の部分は誰が参入してもいいとなると、以前からもそうなのですが、その部分においては非常に怖いところが多々あるというような気がします。

委員

家庭的保育については、不安を感じています。

ただ、下関市で本当にそのニーズがあるかどうかというのは、別の問題だと思います。

待機児童がたくさんあるような大都会では、おそらくそのようなことがあると思います。

しかし、これが無認可保育所に適用された場合に、どうなるのだろうという思いはあります。

だから、できるだけ保育士の資格を持っている専門の方が、しっかりと子どもをみていくということが基本だと思います。

ただ、背に腹は換えられないという大都会や、子どもが本当に少なくとも施設を運営していかなければいけないというところについては、これもありだと思います。

木村参事

家庭的保育者というのが、何も資格がないということではありません。

家庭的保育者というのは、確かに保育士資格はございませんが、この家庭的保育者というのは必要な認定研修を受ける必要があります。その研修を受けていなければ、家庭的保育者として認められません。この研修というのは講義が21時間と実習が2日以上ということになっています。

この講義を行っているところが、実際に全国の中でわずかしかありません。これは市町村が行うのですが、もちろん下関はしていませんので、実際にはおそらく家庭的保育者と名乗れる人が1人も

いないと思います。家庭的保育者と名乗れる人でなければ、この事業はできませんので、制度はつくるのですが、実際は下関にはいないということになります。

今、都会でという話でしたが、どこかの都会では、この研修を行っています。質のしっかりとした家庭的保育者がいると、国の会議でもお話をされていました。

下関市にも認可外保育所がいくつかあるのですが、全員が保育士というところもありますし、保育士プラス補助者ということで、無資格者というところもございます。C型はおそらくないと思いますが、ただB型の可能性はあります。だからB型が最低基準ですので、下関市としては、これ以上という話があれば、またお願いします。

委員

今の若者の保育士志向の流れからいくと、既存の施設の中に就職して働きたいというのは、少人数の中で、自分がトップになって好きなようにやりたいというタイプは増えてきています。

だからこういうものに今乗っかって、自分で何かやりたいのだと思います。

例えば今、小学校教諭になるのは大変ですが、塾の先生にはなりやすいので、それを希望したという学生もいます。そこで小学校と同じような中身を、といっても塾は塾なのです。だから、そのあたりの心配をこれから先を見通せば、何か少し考えたほうがいいのかもしいかなとも思います。

委員

状況にもよっていろいろなことが考えられると思いますので、必ずこれは確認作業がありますよね。だから資格を持つ、持たないは、またその状況によると思うので、必ず認定を受けた人でなければいけないという認定基準というのが問題だと思います。

横山会長

家庭的保育のところに補助金が給付されるのでしょうか。給付されるためには、ある程度のレベルを保っていないと給付できない、誰でも手をあげればできるということではない、そういうことでしょうか。

木村参事

事業者の区分というのが、社会福祉法人、学校法人、医療法人でないといけないといった制限はありません。個人でもできます。手をあげた方に、一定の基準を充たさなければならないということの一定の基準を、このようにしてよろしいでしょうかということをお伺いしています。

その最低基準というところが、今、国が示している通りの最低基準にしようかと思っています。下関市はそれほど待機児童もいませんし、もう少し厳しい基準にしてもいいのではないかという意見もあるかとは思いますが。

実際に、2回目の審議会の時に資料をお配りしたと思いますが、今、認可外保育所はたくさんあります。20人以下の規模のところもありますし、20人を越えているところもあります。20人を越えている認可外保育所は、このような条件を充たしていても、20人未満でないと認められません。20人以上であるとそれは保育所になることができるので、小規模保育ではないということで、認可をすることができませんので、枠外ということになります。

もう一つの要件が、ニーズがないと認可をできないということです。先程の話に戻りますが、どん

なにきちんとした小規模保育であっても、ニーズがなければ、そこは認可をしないということになっております。ただそのニーズがあると仮定した時に、手をあげてきた施設で、ここは好きだから認可する、ここは嫌いだから認可しないというわけにはいかないの、適切な基準を設けることにしています。

そしてこれは基本的に3歳未満です。3歳になったら、幼稚園や保育園に受け渡すということで、連携施設というのがここに書いてあるのはそういうことです。

3歳以上を受け入れている認可外施設が下関は多いのですが、この3歳以上というのは特例になりますので、必ず受け入れてくれるところがないということは、基本的な条件になると思います。しかし、過疎地帯でその施設しかない、幼稚園も保育園もないので、遠くまで行かなければならず、この施設しかない、でも20人以下の規模しかつけれないという時には、5歳児であってもその園で引き続き見るということもありだとは思いますが。

それでもやはり子どもの育ちに、小さいところは良くないというのが、特に就学前の子にとってはあります。ですから、時々認定こども園、保育園、幼稚園と連携をとって、何かの行事に参加させてもらうようにということが、基本的にあります。

横山会長

他にありますか。保育の必要性については、下限時間52時間以上で設定ということによろしいでしょうか。

< 一同了承 >

横山会長

今日は、このように長い時間議論をしてきましたが、もう少し皆さん達に意見をいただいて、活かしていきたいと思えます。時間が過ぎました。本当に長い時間、ありがとうございました。今日ご意見をいただかなかった方は次回必ずお願いいたします。

田中主査

今回は5月の中旬頃を想定しておりますので、よろしくお願いします。